久万高原町

# 子ども読書活動推進計画

令和３年３月

久万高原町教育委員会

# は じ め に

「読書」は、読解力のみならず、豊かな感性や情緒を養い、また、幅広い知識を系統的に獲得するために不可欠のものです。特に子どもにとっては、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにし、人生をより良く、深く生きるためにも重要です。

今日、スマートフォン、SNSなどコミュニケーションツールの多様化により子どもたちを取り巻く情報環境は著しく変化し、コンピューターゲームやインターネット等の利用時間が増えたことによる、子どもの読書離れが懸念されています。

そんな現代において、読書の**意義**と**効果**そして**楽しみ**を再確認し、子どもたちが読書活動を積極的に行っていけるよう、成長の早い段階から読書習慣を身に付けるために、子どもたちにとって身近な大人が読書活動に理解と関心を持ち、地域社会全体での連携した取組を行っていけるよう、環境づくりをしていくことが大切になっています。

「久万高原町子ども読書活動推進計画」は、平成13年に国が定めた「子どもの読書活動の推進に関する法律」や、平成30年4月に国が定めた「第四次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、及び、平成31年3月に愛媛県が定めた「愛媛県子ども読書活動推進計画（第四次）」を基本とし、本町の現状を十分踏まえ、今後の5年間にわたる子どもの読書活動の具体的な施策を明らかにするためのものです。

久万高原町教育委員会では、この計画に基づき、家庭・地域・学校を通じて、町民の皆様方とも連携を図りながら、子どもたちの読書が活発に行うことができるように、環境の整備・充実を進め、総合的・体系的に推進するための政策を示します。

令和３年３月

久万高原町教育委員会

# 目　　次


**第 1 章　計画策定の趣旨**

1　子どもの読書活動の意義 …… 1
2　計画策定の経緯 …… 1
3　計画の位置づけ …… 3
4　計画の対象 …… 3
5　計画の方針 …… 3
6　計画の期間 …… 4
7　子どもの読書の状況 …… 4

**第 2 章　子どもに対する働きかけ**

1　家庭における子ども読書活動の推進
(1)　家庭の役割 …… 5
(2)　現状と課題 …… 6
(3)　今後の方向
① 家庭での子どもへの働きかけ …… 6
② 保護者自身の取組 …… 7
2　地域における子ども読書活動の推進
(1)　地域の役割 …… 7
(2)　現状と課題 …… 8
(3)　今後の方向
① 公立図書館における子どもの読書活動の推進 …… 9
② ブックスタートの実施 …… 10
③ ボランティアによる活動の推進 …… 10
3　幼稚園や保育所における子どもの読書活動の推進
(1)　認定子ども園・幼稚園の役割 …… 10
(2)　現状と課題 …… 11
(3)　今後の方向 …… 11
4　学校における子ども読書活動の推進
(1)　小学校、中学校、高等学校の役割 …… 11
(2)　現状と課題 …… 12
(3)　今後の方向
① 授業時間における読書活動の推進 …… 13
② 朝の読書等「一斉読書」の推進 …… 13
③ 休み時間・放課後における読書活動の推進 …… 14
④ 学校関係者の意識の高揚 …… 14

5　発達段階に応じた取組の工夫
(1)　乳幼児期の読書活動の推進 …… 15
(2)　小学生期の読書活動の推進 …… 15
(3)　中学生期の読書活動の推進 …… 16
(4)　高校生期の読書活動の推進 …… 16

**第 3 章　環境整備**

1　久万高原町立図書館の充実
(1)　現状と課題 …… 16
(2)　今後の方向
① 人的充実 …… 17
② 児童書の充実 …… 17
③ 児童書コーナーの設置と工夫 …… 18
④ 図書館の情報化 …… 18
2　学校図書館等の充実
(1)　現状と課題 …… 18
(2)　今後の方向
① 人的充実 …… 19
② 児童書の充実 …… 19
③ 設備面での充実 …… 20
④ 学校図書館の解放 …… 20
3　学校、町立図書館等の連携・協力
(1)　現状と課題 …… 20
(2)　今後の方向 …… 20

**第 4 章　普及啓発活動**

1　普及啓発 …… 21
2　こどもの読書週間 …… 21
3　優良図書・優良事例の紹介 …… 21
4　数値目標 …… 21

(資料)
○子どもの読書活動に関するアンケート調査結果 …… 23
○学校における読書活動の状況 …… 45
○子どもの読書活動の推進に関する法律 …… 54
○文字・活字文化振興法 …… 56
○学校図書館ガイドライン・学校図書館の整備充実について(通知) …… 59～65

# 第１章　計画策定の趣旨

## １　子どもの読書活動の意義

本の中には、様々な世界が広がっています。子どもにとって読書は、本の広い世界に入って未知の出来事に出会う場であり、物語の主人公と共に悩み、喜び、感動や共感をすることで、自分を律し他人を思いやる心や感動する心など「豊かな人間性」を養う場となります。また、文章を読んで内容を理解することで、言葉を学び、それらを活用して、自ら考え、判断し表現することで、様々な課題に積極的に対応し、解決する力を身に付けることができます。このように、次代を担う子どもたちにとって、読書は「生きる力」を養うことにつながり、その果たす役割は、とても大きいものです。

幼児期の子どもは自分で本を読むことはできませんが、大人が絵本を読み聞かせることによって、子どもの情緒が発達し、感情や想像力が豊かになる効果があります。読み聞かせは子どもの語彙力を増やし、言葉の音やリズム、繰り返しの面白さを気づかせるものです。そうやって子どもは新しい言葉を次々と憶え、それを使って会話をするようになります。小さい頃から語彙力を増やす習慣があると、文章を理解する力が必要になったときに大いに役立ちます。

すべての子どもたちが読書を通じて主体的に学び続ける力を身に付けるために、あらゆる機会・場所において自主的に読書活動を行えるよう、社会全体で積極的に子どもたちの読書習慣を育み、読書環境を整備していくことは極めて重要です。

## ２　計画策定の経緯

### （ア）　国の動き

○平成 12 年

読書の計り知れない価値を認識し、国を挙げて子どもたちの読書活動を支援するため、「子ども読書年」と定められました。

○平成 13 年 12 月

「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策について計画を策定し公表するよう努めなければならないことが定められるとともに、4月23日を「子ども読書の日」とすることとされました。

○平成 14 年　8 月

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第1次）が策定されました。

○平成 17 年 7 月
「文字・活字文化振興法」が施行されました。

○平成 18 年 12 月
教育基本法が改定され、新たに家庭教育、幼児期の教育、学校・家庭・地域の連携協力についての規定が盛り込まれました。

○平成 19 年 6 月
学校教育基本法等3教育法が改正されました。

○平成 20 年 6 月
子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第2次）が策定されました。

○平成 20 年 6 月
図書館法の改正と、国民読書年に関する決議がなされ、深刻化する活字離れ、読書離れの状況を踏まえ、文字・活字によって伝えられてきた知的遺産を継承・発展させるために制定されました。

○平成 25 年 5 月
子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第3次）が策定されました。

○平成 26 年 6 月
学校図書館法が改正され、「専ら学校図書館の職務に従事する職員を学校司書として位置づけ」が新たに盛り込まれました。
なお、平成 9 年 6 月の法の一部改正では、司書教諭を「平成 15 年 4 月 1 日以降は、12 学級以上の学校には必ず置かなければならない」とされています。

○平成 30 年 4 月
子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第4次）が策定されました。

**（第4次基本計画推進のための主な方策）**

1　発達段階ごとの効果的な取組の推進
2　友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組を充実
3　情報環境の変化が子どもの読書環境に与える影響に関する実態把握・分析

（イ） 県の動き

○平成 16 年 3 月　愛媛県子ども読書活動推進計画（第一次）　策定
○平成 21 年 3 月　愛媛県子ども読書活動推進計画（第二次）　策定
○平成 26 年 3 月　愛媛県子ども読書活動推進計画（第三次）　策定
○平成 31 年 3 月　愛媛県子ども読書活動推進計画（第四次）　策定

目　　標ー「読書を通じた、心豊かでたくましく未来を拓く子どもの育成」
重点事項ー①家庭における子どもの読書活動の推進
②県立図書館における子どもの読書活動の推進
③ボランティアの育成と活用
④公立図書館と学校等との連携
⑤市町における読書活動推進計画の策定

## 3　計画の位置づけ

上位計画である国の「第4次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び県の「愛媛県子ども読書活動推進計画（第四次）」に基づき、町の方針等を定めるとともに、久万高原町教育大綱の理念を踏まえ、子どもの読書活動に関する町の方向性を総合的・体系的に示したものです。

## 4　計画の対象

この計画の対象は、0歳から18歳までの子どもを対象とします。

## 5　計画の方針

### ①　子どもの発達段階に応じた取組の工夫

子どもが生涯にわたる読書習慣を確立するためには、それぞれの心身の発達段階に応じて適書に出会い、読書に親しみ、読書に対する興味関心を高められる読書環境が求められます。一人ひとりの発達段階に応じた読書活動が可能となるよう、環境整備を進めるとともに、大人による適切な働きかけを支援します。

### ②　家庭、地域、学校等を通じた社会全体での連携・協力

子どもの読書習慣の形成は、家庭、地域、学校等がそれぞれの役割に応じて子どもの読書活動の推進に取り組むとともに、特に、子どもの読書活動に大きな影響力を持つ保護者に対して連携した働きかけを行い、家庭環境により読書習慣形成に差が生じないよう支援します。

③　子どもの読書への関心を高める取組

子どもは成長とともに興味・関心が広がり、相対的に読書への関心が低くなることがあります。周囲の大人による適時適切な本の紹介に加え、子ども同士が同世代の感性を生かして本を薦め合うような取組を促進し、人との関わりを通じて子どもの読書への関心を高めます。

## 6　計画の期間

計画の期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度の5年間とします。

## 7　子どもの読書の状況

令和 2 年 11 月、町内の園児、児童、生徒に対して、読書活動の状況等に関するアンケートを実施しました。（詳細は資料 P23～を参照してください）

①　読書の好き嫌い　（資料 P24 参照）　（人）

| | 好き | どちらかと言えば好き | どちらかと言えば嫌い | 嫌い |
|---|---|---|---|---|
| 園　児 | 82 | 30 | 7 | 1 |
| 小学 1～3 年生 | 78 | 29 | 2 | 2 |
| 小学 4～6 年生 | 70 | 47 | 12 | 1 |
| 中学生 | 58 | 41 | 27 | 8 |
| 高校生 | 48 | 42 | 30 | 12 |

本を読むことが「好き」または「どちらかと言えば好き」と答えた子どもの割合は、小学 1～3 年生の 96.4％が最も高く、園児で93.4％、小学 4～6 年生で 90％、中学生で 73.9％、高校生では 68.2％となっています。

②　1か月の読書冊数（資料 P26 参照）

| 区　分 | 平均冊数 |
|---|---|
| 園　児 | 9.4 |
| 小学 1～3 年生 | 13.8 |
| 小学 4～6 年生 | 12.1 |
| 中学生 | 3.4 |
| 高校生 | 1.7 |

1か月に読んだ本の冊数は、小学 1～3 年生が 13.8 冊、4～6 年生が 12.1 冊と多く、園児と続きます。これは、親子読書講座や読み聞かせなど学校での読書活

動推進の成果と思われます。中学生になると 3.4 冊、高校生になるとわずか 1.7 冊となっています。授業や部活動等の忙しさが影響していると思われます。

③　家庭での読書の頻度（資料 P28 参照）　（人）

| | ほぼ毎日 | 週に 3 回 | 週に1回くらい | 月に 1～2 回 | 年に数回 | 全く読まない |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 園　児 | 45 | 37 | 22 | 12 | 2 | 2 |
| 小学 1～3 年生 | 45 | 26 | 18 | 6 | 3 | 13 |
| 小学 4～6 年生 | 40 | 40 | 27 | 11 | 5 | 7 |
| 中学生 | 13 | 26 | 22 | 23 | 23 | 27 |
| 高校生 | 7 | 14 | 24 | 24 | 26 | 37 |
| 合　計 | 150 | 143 | 113 | 76 | 59 | 86 |

週に1回以上家庭で本を読む子どもの割合は、園児の 87％から、学校段階が上がるにつれて減少し、小学生で80～83％程度、中学生で 46％、高校生では34％となっています。

学校段階が上がるにつれて、学習や部活動の時間が増加するため、家庭で読書にあてられる時間が減少していると思われます。高校生になると、読書は「好き」または、「どちらかと言えば好き」であるが、家庭ではほとんど本を読まない（「年に数回」または、「まったく読まない」）子どももおり、読書習慣が定着できるような意識と体制をつくることが必要です。

# 第2章　子どもに対する働きかけ

## 1　家庭における子ども読書活動の推進

### (1)　家庭の役割

家庭は、子どもの生活の基本の場です。子どもの生涯にわたる読書習慣の形成には、生活の基盤となる家庭の役割が重要になります。乳幼児期における語りかけや読み聞かせによる親子のふれあいは、子どもの心の成長によい影響をあたえ、読書活動の基礎ともなります。聞く力を養い、豊かな言葉を獲得し、健やかな心の成長を育みます。

また、子どもが家庭で読書に親しむためには、身近に居る保護者がともに読書を楽しんでいる姿勢を見せたり、家庭で本の感想を語り合ったりすることも子どもが読書に興味を持つきっかけになり、さらに継続的な読書活動へとつながっていきます。

### (2)　現状と課題

#### ○　家庭での取組状況（資料 P42～44 参照）

今回の計画づくりに向けて行ったアンケート調査では、子どもが園児、小学生のうちは、読み聞かせや子どもと一緒に本を読むなどを中心に、約9割の家庭で何らかの取組を行っており、家庭で読書に親しむための取組がある程度定着しています。

子どもの自主性に任せるだけでなく、中学生・高校生に対しても、読みやすそうな本を紹介したり本を買い与えたりするなど、家庭で読書へのきっかけを与える取組が必要です。

また、取組を行うのは母親であるという家庭が多く、父親の読書活動への参加を推進していくことも必要です。

#### ○　読書活動に関する情報収集（資料 P38～39 参照）

子どもが園児、小学生の間は園や学校、公立図書館から読書活動に関する情報を収集している保護者の割合が高くなっています。中学生になると加えてインターネットで情報収集をしている割合も高くなっています。特に情報収集していないという保護者は中学生で37.8％で、その内、情報収集の方法が分からないと回答した保護者の割合は、園児、小・中学生で約40％となっていることから、公立図書館や学校等が積極的に啓発活動を行い、情報提供することが必要です。

また、家庭での取組を継続して行くことが必要です。

#### ○　読書活動に関する相談（資料 P40～41 参照）

読書活動に関する相談は知人にするという保護者の割合が最も多く、次いで園や学校が多くなっていますが、各段階とも、特に相談をしていないという保護者が過半数を占めています。そのうち約2割が相談の方法が分からないと回答しており、公立図書館で相談できる体制を整えることが必要です。

また、保護者が子どもの読書活動に関心を持つことが大切です。

### (3)　今後の方向

#### ①　家庭での子どもへの働きかけ

子どもが小さいときは、読み聞かせで本のおもしろさを伝えます。読み聞かせを通じて、子どもは言葉を理解し、新しい知識を獲得し、空想の世界にはばたきます。また、家庭の読み聞かせは、子どもが保護者の近くで、保護者の声を聞きながら過ごす時間をもてることで、子どもの安定した情操を育む上でも大きな効果があります。

子どもが自分で本を読めるようになったら、子どもと同じ本を読んで感想を聞いてみる、おもしろい本を子どもに聞いて保護者も読んでみる、感想を

言うなど、発達段階に応じた様々な方法で、子どもの読書意欲を高めることが必要です。ベストセラーや映画化などで話題になった本を切り口にして、子どもの興味を引くのも一案であり、また、物語やエッセイなどのほか、事典や写真集、絵画集、絵本、マンガなども対象にして、子どもの読書の世界を広げていくことも大切です。特に、中・高校生に対しても、話題になっている本で読みやすそうな本や、進路選びに役立つ本等を紹介したり買い与えたりするなどの取組が必要です。様々な方法により家族で一緒に本を読んで感想を語り合うことは、家族間のコミュニケーションを深めることにもつながります。

ぜひ、家庭において、様々な工夫を凝らして、子どもの読書活動を推進していただきたいと考えます。

**②　保護者自身の取組**

家庭での子どもの読書の普及や定着のために、従来の子どもに向けた取組に加え、保護者自身が読書を楽しみ、その姿を子どもに見せたり、子どもと保護者が一緒に読書を楽しむ「家読（うちどく）」を呼びかけたり、子どもと一緒に図書館に行き本に親しむ機会を設けるなど、保護者も読書活動の推進に積極的に協力していただきたいと思います。

※　家読（うちどく）…家族間でおすすめの本を紹介し合ったり、読んだ本について話し合ったりすることで、家族のコミュニケーションを図り、家族の絆を深める取組。

## 2　地域における子ども読書活動の推進

### (1)　地域の役割

子どもの読書活動を推進するためには、子どもの生活拠点において身近な場所で、本に親しむ環境を整備していくことが重要です。したがって、学校や公立図書館に限らず、子どもに関わるさまざまな施設での取組が期待されています。

また、公立図書館である久万高原町立図書館は、豊かな読書環境を提供していく住民の最も身近にある生涯学習の拠点施設であり、資料や情報の支援を行うと共に教育と文化の発展に寄与する機関としても、機能していかなければなりません。さらに、地域における子どもの読書活動の中心的な役割を担う施設として、子どもが読書に親しむ多様な機会の提供や読書環境の整備と充実を図ることが必要とされています。

## (2) 現状と課題

### ① 久万高原町立図書館の主な取組

○ 子ども一人当たりの児童書数 （町内児童・生徒数 R2.10 月現在 687 人）

| 令和 2 年度 実績 | 令和 7 年度 目標 |
|---|---|
| 40.3 冊 | 43.0 冊 |

○ 児童一人当たりの貸出冊数

| 令和 2 年度 実績 | 令和 7 年度 目標 |
|---|---|
| 14.3 冊 | 16.0 冊 |

○ ブックスタートの実施状況

| 令和 2 年度 実績 | 令和 7 年度 目標 |
|---|---|
| 実施済み | 継続実施 |

読み聞かせや紙芝居等の読書活動の支援及び児童書コーナーの設置に取り組んでおり、園児や小学生に対する取組は比較的によく行われています。一方、中学生、高校生に対しては、YA（ヤングアダルト）コーナーを設置していますが、勉強のために図書館を利用する学生が多く、読書推進につながっているとは言いがたいのが現状です。本に興味をもち、手にとって読みたくなるような魅力のある企画・展示などの取組が必要と考えます。

また、児童書の蔵書の充実を図っていますが、子どもに読書のきっかけを与えるためにも今後も継続していくことが必要です。また、保護者の読書活動に関する理解、促進を図り、保護者自身の読書活動を推進するためにも、啓発活動を積極的に行うことが必要です。

○ 愛媛県一の面積を有している町のため、遠隔地で図書館まで来られない住民や子どもたちにも本に慣れ親しんでもらい、読書する習慣を身に付けてもらうため、毎月１回、幼稚園・学校や地域を訪問し、資料の貸出を行う、移動図書館（やまびこ号）による巡回活動を実施しています。
○ 園・学校・施設などに団体貸出を行っています。
○ 読書記録帳を活用しています
○ 親子読書講座を、町内の各幼稚園・小学校の参観日に併せて訪問し、日頃経験することの少ないストーリーテリング（読み聞かせボランティアによる紙芝居、素話、パネルシアター等）を行い、楽しみながら親子読書・読み聞かせの大切さを啓発しています。
○ 利用者数は大人が多いため、児童図書の購入は、限られた予算内で一般図書とのバランスを取りながら進めていく必要があります。

○ ボランティア団体に協力いただき、おはなし会を実施しています。しかし、参加者数が少ないことが課題です。
○ 子どもたちが気軽に立ち寄ることのできる雰囲気づくりに取り組んでいます。

※ 読書記録帳…銀行の預金通帳のように、図書館で借りた本の履歴を記帳するもので自分の読書歴を確認出来る。

② ボランティアの状況

久万高原町立図書館でもボランティアを導入して、定期的に読み聞かせ活動を行い、子どもが読書に親しむ機会を提供し、地域や家庭における子どもの読書活動の普及・啓発に貢献しています。しかし、ボランティア数が減少したり、新たなボランティアが増えず人数が減少しているのが現状です。

(3) 今後の方向

① 公立図書館における子どもの読書活動の推進

乳幼児や小学生に対しては、絵本の読み聞かせや、紙芝居などのおはなし会を通じて、想像の世界、体験できない世界のおもしろさを伝え、読書活動につながる素地を養うように努めます。

また、図書館に来館した子どもに対しては、調べもの支援や、個のニーズに応じた本の紹介など、図書の世界の広さや豊かさを楽しませることができるような取組を行います。また、読書記録帳の活用や展示の仕方の工夫など、子どもの関心を引き出すように努めます。

図書館に来館しない子どもに対しても、ホームページや町の広報誌において、イベントの案内や新刊本、話題の本、興味を引く本の紹介をするなど、図書館への関心を高めるよう努めます。

中・高校生になると、家庭や学校にとどまらず、テレビやインターネットなどメディアの影響を受け、関心を持つ世界が広がってくることから、話題性のある本を取り上げて、読書へのきっかけを与えるなど、工夫のある対応を行います。

さらに、子どもの読書活動推進に対する保護者の理解、促進を図るため、ホームページを利用して、家庭での読み聞かせや子どもが読書をすることの重要性の理解を促進したり、読み聞かせなどの取組の情報を広く周知・広報したりするなど、保護者を対象とした啓発活動を実施していきます。また、「大人が本を読まないから子どもも本を読まない、まずは大人に読書を勧め

る」ことから、子どもの読書活動推進に直結する「大人の読書活動推進」についても取り組んでいきます。

また、久万高原町の歴史・文化コーナーや木に関する資料特別コーナーをさらに充実させ、郷土愛と町への関心を持てるよう啓発するとともに、その他、読書推薦やレファレンス、郷土資料の収集、リクエストなどのサービスにも努め、地域の図書館として、これまで以上に訪れやすい雰囲気づくりに努めます。

② ブックスタートの実施

乳幼児健診等の機会を利用して、赤ちゃんとその保護者に絵本をプレゼントし、絵本を開く楽しい体験を介して親子が心触れ合うひとときをもつきっかけをつくるとともに、読書の入口とする活動を行っています。子どもたちが小さいうちに、保護者に対して早い段階で行う読み聞かせの大切さやノウハウを教えることは重要であるため、保健センターと連携し、今後も継続した実施を続けていきます。

③ ボランティアによる活動の推進

久万高原町立図書館でもボランティアを導入して、読み聞かせや紙芝居等の児童サービスを実施しており、ボランティアの活動の場はある程度提供されています。また、一部の幼稚園や学校でも、保護者による読み聞かせなどのボランティアを導入しています。今後も継続した実施を続けていきます。

## 3　幼稚園や保育所における子どもの読書活動の推進

### (1)　認定こども園・幼稚園の役割

この時期は子どもの生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期です。言葉を使ってコミュニケーションする力やものを考える力が育つのもこの時期であり、絵本の中で見たり聞いたりした内容を自分の経験と結び付けながら、想像を巡らせて物語と現実の間を行き来し、経験の幅を広げます。物語の中の多様な感情に触れることで、子どもの心が豊かになります。本に親しみ、読書の楽しさを体験することは、その後の読書習慣の形成にとって非常に大切です。

園での遊びの中で自然に絵本に触れることができるような環境づくりをするとともに、子どもたちが絵本や物語などに親しみ、興味を持って聞き、想像する楽しさを味わう機会を積極的に創り出していくことが求められています。

また、子どもの読書習慣は何より家庭の中で親子のふれあいを通して少しずつ身についていくものですから、保護者に読み聞かせの大切さや意義を伝えることも大切な役割の一つです。

### (2)　現状と課題

各園において、子どもたちにとって本を身近なものとするために、保育・幼稚園教諭による絵本や紙芝居の読み聞かせの実施や、おはなし会や絵本に興味関心をもつよう絵本を読んだ後、感想を話し合う時間の中で、教諭と園児とが気持ちを通わせながらお話の世界を楽しむなど活動を行っています。園児が興味のある絵本を自由に手に取りやすいように、目に留まる場所、手の届く場所に本を展示したり、移動図書館（やまびこ号）が定期的に園を訪問した際には、園児自らが選んだ本を借りたりしています。また、直接町立図書館へ出向いて保育・幼稚園教諭等が選んだ団体貸出の本なども読み聞かせに利用されていたりします。

しかし、一部の園で行っている読書活動を支える地域ボランティアや保護者の参加者が減少しているのが現状であり課題となっています。

### (3)　今後の方向

認定こども園・幼稚園での取組が継続的・積極的に行われるために、教職員や保育・幼稚園教諭が乳幼児期における絵本の持つ意味や読み聞かせの重要性を理解し、教育や保育に活かせるよう研修の機会が必要です。また、園内に絵本コーナーを設置し、園児の身近なところに本がある環境づくりに努める必要があります。

ア 読み聞かせ等の活動

○ 子どもたちの発達段階に応じた読み聞かせの実施

イ 保護者への働きかけ

○ 読み聞かせの方法や大切さについて一層の啓発

○ おすすめの絵本を家庭に貸出する体制

ウ 環境整備

○ 園児やその保護者が本を選びやすい図書コーナーの整備

○ 町立図書館との連携（積極的な団体貸出の実施と団体利用）

エ 保育・幼稚園教諭の資質向上

○ 読み聞かせの技術や読書の重要性を学ぶ研修への参加

## 4　学校における子ども読書活動の推進

### (1)　小学校、中学校、高等学校の役割

学校は、家庭や図書館と違い、大勢の子どもたちに読書の意義や楽しさを伝えることのできる場所であり、また、子ども同士が読書について話し合い、刺激し合うことのできる場でもあります。特に、普段読書の習慣がない子どもや近所に図書館がないなど、読書する環境に恵まれない子どもに対し、日常的に読書に親しむきっかけを与えるなど、学校は子どもの読書習慣を形成

していく上で重要で、非常に大きな影響力や役割を担っています。

学校教育法（昭和 22 年法律 26 号）においては、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」（第21条第 5 号）が規定されており、平成 29 年、30 年に公示された学習指導要領においても、言語活動等を充実するとともに、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することとされています。このように子どもたちに必要とされる資質・能力を育成するためにも、学習指導要領等を踏まえた積極的な読書活動の推進に取り組むことが大切です。

### （2） 現状と課題

#### ① 学校での取組状況（資料 P46～47 参照）

小学校では、全小学校において、地域や保護者のボランティアによる読み聞かせが実施されています。また、朝の一斉読書や町立図書館との連携による親子読書講座も実施されています。各学校では読書集会や子ども読書の日や読書週間に併せ工夫した活動が積極的に行われています。多くの学校が学級図書委員会を中心に、子どもが自主的に読書に親しみ、読書を継続することができる基礎づくりを行う活動に取り組んでいます。また、町立図書館との連携を図るため、移動図書館（やまびこ号）を利用して、児童・生徒・教員が図書を借りたり、学校が団体貸出を利用したりしています。

子ども同士で本の紹介をする機会の提供や学級図書委員の活動を通じた学校図書の充実を図り、今後も推進目的に応じて本を進んで読む習慣の定着・向上に向け、授業を中心に本を活用した調べ学習などを積極的に行うことが必要です。

中学生、高校生と学校段階が上がるにつれて読書習慣が失われていく傾向があります。図書の貸出の促進を図ったり、面白い本の紹介や展示を工夫したりするなどの対応が大切です。読書習慣が失われていることを学校関係者が認識し、危機感を持って対応していくことが大切です。

たとえば、学校段階に応じて、読み聞かせや推薦図書コーナーの設置、読書会、ブックトーク、図書委員会活動の活性化、学校から家庭への呼びかけなど、子どもの読書習慣を形成できるような手立てを講じることが必要です。

さらに、今後、校内研修などを積極的に行い、教職員同士の読書に対する意識を高め、教職員が読んだ本を紹介する機会を設けるなど、学校全体で読書活動の推進を図っていくことが求められています。

なお、図書室資料については、資料の傷みがひどいほか、古すぎて時代に合わないものが多く、資料の計画的な充実及び適正な廃棄等の処理が必要となっています。

② 一斉読書の実施状況

全小・中学校において、一斉読書が実施されていますが毎日実施している学校は少ない状況にあります。高校においては、毎日一斉読書が実施されています。また、町内のいずれの学校においてもインターネットへの接続も整備され、調べ学習の充実が図られている反面、本を活用した調べ学習が減少しているようです。本を活用した調べ学習の利点も啓発していく必要があります。

③ 学校図書館の開館時間 （資料 P45 参照）

昼休みはすべての学校図書室が開館しています。また、ほとんどの小学校が始業前、授業中、休み時間、放課後、長期休業中も開館しています。中学校、高校では、昼休みや放課後しか開館していないため図書室を全く利用しない生徒もいるようです。授業中での利用や、すき間時間を使って図書室が利用できるよう環境を整えることが必要です。

(3) 今後の方向

① 授業時間における読書活動の推進

学校の授業は、教科書等に基づいて行われるため、授業そのものが読書の場となる要素を持っています。また、授業時間等に学校図書館を計画的に活用することで、子どもと本の出会いの場をつくることができます。授業時間こそ、子どもの読書活動推進のための大切な機会であり、授業を通じて子どもに読書することの楽しさを知らせることができます。

たとえば、国語の時間に歴史上の有名人の短編を読んだときの感動が、一生続く読書のきっかけとなったと言われることもあります。また、学習した内容と関連する本や文章に触れると読書の幅が広がります。さらに、文学的な文章だけでなく、説明的な文章などを通しても読解力が養われるとともに、総合的な学習の時間を活用して社会科などで学んだことを基に調べ学習を行うことによって、児童・生徒の興味の幅を広げることができ、これがさらに広い分野への読書に繋がっていきます。

このように、国語科を中心に、全ての教科等において本や文章を読んだり、資料を調べたりするなどの読書活動を推進するとともに、教師が授業に関する図書を紹介したり、子ども同士でもおもしろい本を紹介し合ったりする機会を設けるなど、本に親しむ場の充実に努めます。

また、学級前の廊下には、新刊本やお薦めの本を置くなど、授業でも参考となるような図書をいつでも手の届く所にある環境を心がけていきます。

② 朝の読書等「一斉読書」の推進

「朝の読書」は、授業開始前に 10 分程度時間を取り、全ての子どもが一斉に読書に取り組むもので、時間は短いものの、読書へのきっかけづくりという

点では非常に大きな効果があります。

読書は本来非常に楽しいものであり、きっかけさえ与えれば子どもはすぐに本に夢中になることができます。朝の読書に取り組んでいる学校では、子どもたちの集中力や想像力を高め、心を豊かにしていく活動として評価されていますので、今後、町内の多くの学校で、「朝の読書」など一斉読書活動が活発に実施されるよう推進を図っていきます。

**③ 休み時間・放課後における読書活動の推進**

休み時間や放課後における読書推進の主役は、学校図書室です。学校図書室を有効に機能させる上で最も大切なことは、子どもたちが図書室に集まってくることです。このため、図書室に子どもが立ち寄りやすい雰囲気づくりを推進します。

学校図書室の行事として、読み聞かせやブックトークを行うことは、図書室に親しみ持たせ、子どもたちを読書へ導く上で非常に大きな効果があります。さらに、そのとき用いた本やブックトークのテーマに関連する本を紹介して読書への関心を高める工夫をしたり、推薦図書コーナーの設置や多読者の表彰などにより、継続して読書に親しむ子どもを育てたりすることにも取り組みます。その他、図書委員会の活動（読書会・広報等）が活性化するよう、学校としてバックアップしていくことや、図書室便りを子どもを通じて保護者に配布することは、子どもの読書習慣の定着に役立ちます。

各学校では、学校図書室のほか、教室の後ろに学級文庫を設置しています。今後も、このような取組を通じて学校図書室活動の充実に努めます。

**④ 学校関係者の意識の高揚**

学校において子どもの読書活動を推進していくためには、まず、学校関係者が、子どもが読書することの意義について十分理解している必要があります。特に、中学生や高校生は、自分の人生を選択し、本格的に社会に参画する時期を目前にしており、読書を通し、自ら学び考え、異なる価値観を認め、ともに生きる力を身に付けていくことの意義は計り知れません。

読書が好きな子どもたちを育てるためには、学校の先生たちも読書の大切さについて考え、よりよい読書活動について学ばなければなりません。そこで、教職員を対象とした読み聞かせやブックトークの研修会への参加を促し、技能の習得・向上を図ります。

また、「読書する教師が、読書する子どもを育てる」という観点から、先生方が自ら読書を行うことで、みんなで読書をする習慣を身に付けていきます。

## 5　発達段階に応じた取組の工夫

子どもの読書活動の推進においては、発達の段階ごとの特徴を踏まえ、家庭・地域・学校等において取組を進める必要があります。特に、幼い頃の「本を読んで楽しかった」という経験は、生涯にわたる読書習慣の定着につながります。また、就学前から小学校、小学校から中学校、中学校から高校といった、学校種間の接続期の生活のリズムの変化等が原因となり、子どもが読書から遠ざかる傾向があるため、家庭・地域・学校等が連携して切れ目のない取組を行い、読書環境を整えることが大切です。

このため、子どもの発達段階を 4 つの期間（乳幼児期・小学生期・中学生期・高校生期）に分けて、家庭・地域・学校が連携・協力し、それぞれの期間の特徴に応じた読書活動を推進していきます。

### (1)　乳幼児期の読書活動の推進

子どもの読書は「読む読書」より「聞く読書」から始まります。乳幼児期は、言葉を獲得する時期であると同時に、周囲の大人から絵本や物語を読んでもらうことで読書の楽しさを知り、世界を広げていく重要な時期でもあります。また、保護者と子どもが一緒に本を読むことで、親子の絆を深めることができます。保護者だけでなく、町立図書館と認定こども園、幼稚園が連携して、子どもが絵本や物語に触れる機会を設け、遊びの中で楽しみながら読書に親しむ環境を整えることが大切です。

**家庭の取組**＝読み聞かせ ・ 家読 ・ 保護者自身の読書 ・ 町立図書館の活用

**地域の取組**＝おはなし会の実施 ・ 児童書コーナーの充実 ・ 読書記録帳の活用 ・ 保護者への啓発 ・ 読書相談

**学校の取組**＝読み聞かせ ・ 図書コーナーの充実 ・ 保護者への啓発 ・ 読書に関する職員研修

### (2)　小学生期の読書活動の推進

小学生になると、生活環境が家庭から学校へと広がります。保護者の関わりに加えて、学校の「朝の読書」等の継続的な取組が、読書習慣の確立に重要な役割を果たします。1～3 年生の頃は、読み聞かせ等による「聞く読書」で読書の楽しさに触れると同時に、本を一人で読み通す力が生まれ、文字で表現された世界をイメージしたり、自分の考えと比較しながら読んだりできるようになります。4～6 年生になると、自発的に好みの本の選択ができるようになり、読書の幅も広がっていきます。

**家庭の取組**＝読み聞かせ ・ 家読 ・ 保護者自身の読書 ・ 町立図書館の活用

**地域の取組**＝児童書コーナーの充実 ・ おはなし会の実施 ・ 読書相談 ・ レファレンス ・ 読書記録帳の活用 ・ 保護者への啓発

**学校の取組**＝朝の読書 ・ 読書指導 ・ 読み聞かせ ・ 職員研修 ・ 推薦図書コーナーの充実 ・ 保護者への啓発

### (3) 中学生期の読書活動の推進

中学生になると活動範囲や興味･関心が飛躍的に広がるとともに、論理的思考力や情報処理能力が伸びる時期で、楽しむ読書以外にも知識の習得や進路の模索のための読書など読書の幅が広がるほか、子ども向けの本から大人向けの本に移行し始める時期でもあります。一方で、部活動や学習活動の増加や興味･関心の多様化等により、読書量は減少する傾向にあり、多様な読書活動の要求に応えられる環境が求められます。

**家庭の取組**＝家読 ・ 保護者自身の読書 ・ 町立図書館の活用

**地域の取組**＝読書記録帳の活用 ・ 保護者への啓発 ・ 読書相談 ・ YA コーナーの拡充 ・ レファレンス

**学校の取組**＝朝の読書 ・ 推薦図書コーナーの設置 ・ 読書指導 ・ 保護者への啓発

### (4) 高校生期の読書活動の推進

高校生になると、読書の目的や資料の種類に応じて、適切に本を選択し読めるようになります。知的興味に応じ、幅広く多様な読書をするようになり、また読書を通じて将来や進路についても考えたり、社会に参画するための思考力や判断力を身に付けたりする時期でもあります。一方で、中学生期と同様に、活動範囲や興味･関心の多様化等により、読書量は一層減少する傾向にあり、読書への関心を高めるような取組が求められます。

**家庭の取組**＝家読 ・ 保護者自身の読書 ・ 町立図書館の活用

**地域の取組**＝読書記録帳の活用 ・ 保護者への啓発 ・ 読書相談 ・ YA コーナーの拡充 ・ レファレンス

**学校の取組**＝朝の読書 ・ 読書指導 ・ 保護者への啓発 ・ 推薦図書コーナーの充実

## 第3章　環境整備

### 1　久万高原町立図書館の充実

### (1)　現状と課題

① 職員の状況

町立図書館の職員は、2020 年 4 月 1 日現在、司書資格保有者 1 名と事務職員 1 名、会計年度任用職員 2 名、パート職員 3 名の計 7 名です。

有資格率は14.3%と全国平均の52%より低くなっています。人口減少が進んでいますが、子どもの読書活動のノウハウに詳しい司書資格保有者 1 名では、体制的に十分な状況にあるとは言いがたい現状があります。

② ボランティアの状況

町立図書館では、2020 年 4 月 1 日現在、ボランティアを導入していますが、高齢化や後継者不足などの問題もあり、研修等は開催しておらず、支援は十分とはいえない状況です。

③ 児童書コーナー

町立図書館では、児童書コーナーを設置しています。親子で声を出して本を読むことができる環境にはありませんが、靴を脱いで入るフロアは、冬は床暖房が施してあり、ほんのりと暖かく親子でゆったりとした時間を過ごせるため、小さなお子さんを連れた方々には特に好評です。

④ 図書館の情報化

町立図書館では、町のホームページを活用し地域住民への情報提供を行うとともに、町の広報誌などによる情報の発信に努めています。また、ホームページでの蔵書検索、新着情報の閲覧を始め、館内には、来館者用の蔵書目録検索システム端末や、インターネット用端末を設置しています。

(2) 今後の方向

① 人的充実

子どもの読書活動を推進するために、児童書に関する知識が豊富で、実際の子どもの読書活動推進のノウハウに詳しく、かつ熱意のある図書館司書の配置に努めます。子どもや保護者が安心して相談できるとともに、すべての世代から信頼の厚い専門職員の存在こそが、地域での子どもの読書活動を支え、推進することにつながります。

また、図書館、学校などで、紙芝居や読み聞かせなどの活動を行っているボランティアは、子どもの読書活動を推進するために非常に大切な存在です。活動の場を提供するとともに、ボランティア同士の交流の機会を設けるなど、支援を行います。ボランティアを希望する人に対して、情報提供を行い、ボランティア活動への参加の促進にも努めます。

② 児童書の充実

蔵書でまず大切なのは、その数と質、さらにその収集方法に子どもの関心を引くような工夫がされているかということです。子どもが読みたくな

るような、図書館に来たくなるような配慮が大切です。

このため、子どもの広範な読書ニーズに対応し、日本の古典から、世界的な話題を集めた最新のファンタジーシリーズなどの文学作品だけでなく、調べ学習にも対応できるように、歴史、社会から科学に関するものまで、また、年齢に応じ、絵本からＹＡ（ヤングアダルト）を対象にした図書まで、幅広い蔵書の充実に努めます。

また、表現の形態が多様化し、文字だけによるものから、絵や写真などを多用した文化の創造が定着しています。子どもたちも、これらの表現手段に慣れ親しんでいることから、蔵書の中には、古今東西の文化や自然を紹介する写真集や絵画集など、また、古典として評定のあるマンガなどの整備に努めます。特に、学校段階が上がっても継続して読書に親しむことができるよう、中・高校生を対象としたＹＡ向けの図書の整備を継続して進めます。

③　児童書コーナーの設置と工夫

図書館の児童書コーナーは、子どもが伸び伸びとした雰囲気の中で、読書に親しめるものとする必要があります。このため、一般書コーナーとは異なった工夫を行います。

また、子どもたちを対象として紙芝居や読み聞かせを行うための別室や、親子で読書を行うための部屋など、大きな声を出すことができる部屋はありませんが、来館者の迷惑にならない、児童書に囲まれた一角で今後も声を出すことができる工夫をしながら活用に努めます。

④　図書館の情報化

情報化の進展に対応するため、来館者が利用できるコンピューターの整備や、オンライン蔵書目録（ＯＰＡＣ）の提供など、公立図書館のさらなる情報化に努めます。

また、近年電子書籍が出版され、読書を楽しむための新しい電子端末も登場していることから、新しい情報通信技術を活用した読書環境についても研究を進めます。

## 2　学校図書館等の充実

### (1)　現状と課題

①　司書教諭の配置状況

県内の 12 学級以上の学校では、法に基づいて確実に司書教諭が配置されており、さらに 7 学級以上の学校まで拡充されていますが、本町の学校は小規模校のため、7 学級以上の学校はほとんど無く、司書教諭の配置は１校のみとなっています。ほとんどの学校が国語科の教諭が兼務しているのが現状であり課題となっています。

② ボランティアの導入状況（資料 P52 参照）

町内小学校 4 校で、読み聞かせ等のボランティアを導入しています。その他の学校は検討中でした。中学校、高校で導入していない理由は、ノウハウがない、人材を精選できないという状況ですが、公立図書館や他校との連携を図ることで実施できる可能性はあります。

③ 図書資料の整備状況

町内の小学校では 89％、中学校では 100％が「学校図書館図書標準」を達成しています。今後も読書活動を充実させるために、継続的な努力が必要です。

④ 学校図書館の開放状況

町内では、学校図書室を地域に開放している学校はありません。

(2) 今後の方向

① 人的充実

司書教諭は、学校図書室資料の収集・提供や児童・生徒の読書活動に対する指導を行うなど、学校図書室の運営・活用について中心的な役割を担っています。学校図書館法では、平成15年以降は、12学級以上の学校には必ず司書教諭を配置することとされていますが、愛媛県では、7 学級以上の学校に司書教諭が配置されています。本町には、7学級以上の学校は 1 校で、その他の学校において司書教諭の配置はありません。

学校図書室は、子どもを対象とすることから、図書や資料をそろえるだけでなく、教職員の学校図書室に対する理解を深めることが大切であり、教職員全員で運営に携わり、子どもの読書活動を盛んにしていく体制を構築する努力を継続していきます。

さらに、各学校の実情に応じて、子どもの読書活動を支援する保護者や地域のボランティアを積極的に活用し、子どもの読書活動を支援していきます。

② 児童書の充実

学校図書室を魅力あるものにするためには、図書の充実が欠かせません。久万高原町では、文部科学省の「学校図書館図書整備等5か年計画」に基づき計画的な図書資料の整備をすすめ、町内の小中学校で「学校図書館図書標準」（平成5年文部省（当時）作成）を参考に図書資料の整備充実に努めます。

蔵書の選択に当たっては、一般図書館と同様に、幅広い分野から選択するよう配慮します。また、学校図書室にない図書については、町立図書館と連携し、移動図書館（やまびこ号）を利用するなど、必要な図書を取り寄せたりすることにも努めます。

### ③　設備面での充実

学校図書室で大切なことは、子どもが図書室にやってくることです。また、子どもが長く図書室にいたいと思うようになることが、読書好きになる第一歩です。このため、設置にあたっては、できるだけ子どもの立ち寄りやすい場所に学校図書室を配置するよう努めます。図書の配置などの工夫や新刊コーナーの設置など、子どもにとって読書や調べものにふさわしい、親しみのもてる空間作りなど、使う人の立場に立って工夫を重ねていきます。

### ④　学校図書館等の開放

学校図書室は、主として子どもと教職員のための専用の施設でした。学校図書室を、親子読書や、PTAの保護者等の利用に供することは、地域での読書を振興するとともに、大人が学校図書室に関心を持ち、学校図書室の実情を知ることにつながり、ひいては、学校図書室への積極的な支援や、子どもの読書活動の活性化をもたらすかもしれませんが、現段階では、休日等の学校図書室の開放は難しいと考えます。

## 3　学校、町立図書館等の連携・協力（資料 P50～51 参照）

### (1)　現状と課題

町内のすべての学校において、町立図書館と連携を図っています。移動図書館（やまびこ号）の巡回では、遠方の学校が利用しています。親子読書講座では、年１回各学校で開催しています。しかし、親子読書講座が年1回のみと回数が少ないのが課題となっています。

### (2)　今後の方向

子どもの読書活動を推進するにあたっては、久万高原町立図書館が中心となって、子ども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、地域等との連携・支援に努めます。

- 図書の団体貸出
- 読書記録帳の活用
- 移動図書館（やまびこ号）の巡回
- 親子読書講座の実施
- 学校からの相談・支援
- 公立図書館の見学や職場体験事業への協力

このような連携を進めることで、一層効果的に子どもの読書活動を推進していきます。

# 第4章　普及啓発活動

## 1　普及啓発

子どもの読書活動の推進にあたっては、広く町民全体に理解を求め、家庭から学校、図書館まで様々な場所で取組が進むよう、気運の醸成を図っていくことが大切です。

そのため、図書館だよりの作成・配布、広報誌への掲載、ホームページの活用など、さまざまな方法を通じて、子どもが読書する大切さ、楽しさの周知・啓発に取り組みます。

保護者へのアンケートで、情報収集の方法は学校やインターネットで収集していると回答した保護者が約 5 割以上いました。なんらかの方法で情報を収集している割合が全体の 7 割いるため、今後もホームページを工夫するなど、学校や公立図書館からの積極的な情報提供に努め、子どもが読書することの必要性、大切さについて広く理解を求めます。

## 2　こどもの読書週間

「子どもの読書活動の推進に関する法律」において、4 月 23 日を「子ども読書の日」、「文字・活字文化振興法」において、10 月 27 日を「文字・活字文化の日」と定め、また、公益社団法人読書推進運動協議会では、4 月 23 日から 5 月 12 日までを「こどもの読書週間」、10 月 27 日から 11 月 9 日を「読書週間」とそれぞれ定めています。これらの期間中に、関係機関が一斉に事業に取り組むことで、この「日」や「週間」の存在を広く周知し、子どもが読書することの大切さを効果的にアピールします。

## 3　優良図書・優良事例の紹介

読書活動の参考となるよう、お薦めの本を紹介するなど、発達段階に応じた優良図書を紹介していきます。

子どもへの働きかけを行うにあたり、保護者、ボランティア、学校等の関係者の参考となるような、優良な活動事例などを紹介していきます。

## 4　数値目標

子どもの読書活動の推進状況を概観できる指標を使って、以下のとおり数値目標を設定します。また、この数値目標の達成状況を把握し、検証をしながら計画の進行管理を行っていきます。

**指標1**　家庭において子どもの読書を促す取組を行っている保護者の割合

| | 県(H30 年度実績値) | 県(R5 年度目標値) | 町(R2 年度実績値) | 町(R7 年度実績値) |
|---|---|---|---|---|
| 小学生 | 86.8% | 90.0% | 90.8% | 92.0% |
| 中学生 | 76.1% | 80.0% | 85.7% | 87.0% |

**指標2**　1か月に1冊も本を読まない児童・生徒の割合(不読率)

| | 令和 2 年度実績値 | 令和 7 年度目標値 |
|---|---|---|
| 小学生 | 0.5% | 0% |
| 中学生 | 12.8% | 11.0% |
| 高校生 | 19.8% | 18.0% |

**指標3**　町立図書館における子ども一人当たりの児童書の年間貸出冊数

| 令和 2 年度実績値 | 令和 7 年度目標値 |
|---|---|
| 14.3 冊 | 16 冊 |

**指標4**　町立図書館の子ども一人当たりの児童書数

| 令和 2 年度実績値 | 令和 7 年度目標値 |
|---|---|
| 40.3 冊 | 43 冊 |

**指標5**　町立図書館における全貸出における児童書の貸出率

| 令和 2 年度実績値 | 令和 7 年度目標値 |
|---|---|
| 41.3% | 43% |

**指標6**　学校図書館における児童生徒一人あたりの本の年間貸出冊数

| 令和 2 年度実績値 | 令和 7 年度目標値 |
|---|---|
| 61 冊 | 65 冊 |

(資料)

○子どもの読書活動に関するアンケート調査結果

○学校における読書活動の状況

○子どもの読書活動の推進に関する法律

○文字・活字文化振興法

○学校図書館ガイドライン・学校図書館の整備充実について(通知)